

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（附則第二十九条関係）

改正案	現行
<p>（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の準用） 第三十四条の七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第一項第三号を除く。）並びに第十五条第一項及び第二項の規定は、投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者について準用する。この場合において、同法第十三条第二項中「その行う投資顧問業」とあるのは「その行う投資法人資産運用業」と、「有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「資産の運用」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第六条の認可」と、「助言」とあるのは「投資法人の資産の運用」と、同法第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「資産運用委託契約」と、「顧客」とあるのは「投資法人」と、同項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同条第二項中「顧客」とあるのは「投資法人」と、同法第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「資産運用委託契約」と、「顧客」とあるのは「投資法人」と、同項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同項第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を投資信託</p>	<p>（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の準用） 第三十四条の七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第一項第三号を除く。）並びに第十五条第一項及び第二項の規定は、投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者について準用する。この場合において、同法第十三条第二項中「その行う投資顧問業」とあるのは「その行う投資法人資産運用業」と、「有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「資産の運用」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第六条の認可」と、「助言」とあるのは「投資法人の資産の運用」と、同法第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「資産運用委託契約」と、「顧客」とあるのは「投資法人」と、同項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同条第二項中「顧客」とあるのは「投資法人」と、同法第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「資産運用委託契約」と、「顧客」とあるのは「投資法人」と、同項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同項第二号中「助言の内容及び方法」とあるのは「資産の運用の範囲及びその実行に関</p>

及び投資法人に関する法律第三十四条の五第一項の規定により同項に規定する政令で定める者に対して再委託する場合におけるその者の名称及び当該再委託の範囲を含む。）」と、同項第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する商法等の準用等）
第三百三十九条の六（略）

2 投資法人が発行する投資法人債は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

する事項（資産の運用に係る権限の一部を投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の五第一項の規定により同項に規定する政令で定める者に対して再委託する場合におけるその者の名称及び当該再委託の範囲を含む。）」と、同項第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する商法等の準用等）
第三百三十九条の六（略）

2 投資法人が発行する投資法人債は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。